議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-5については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の 江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします

4番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5について、1月21日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字平地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では タマネギ、ジャガイモ、キュウリなどの露地野菜のほか、レモン、ブルー ベリー、キウイなどの果樹を作付けするとのことです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。 次に整理番号5-5について、農地の現況ですが、保全管理されておりま す。

周囲の状況ですが、申請地の東側は議案第1号の整理番号3-1の申請地で、西側は道路となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、さいたま市の賃貸住宅に家族3人で居住しています。

農作業の経験は譲受人本人及び妻ともに、実家の農作業の手伝いを行なったことがあると伺っております。今後、申請地の隣接地に住宅を新築し、移住後に妻とともに自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、タマネギ、ジャガイモ、キュウリなどの露地野菜のほか、 レモン、ブルーベリー、キウイなどの果樹の作付計画が提出されています。 所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を自己資金にて導入する 予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農

地への支障は生じないものと考えられます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については江原良弘 委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、さいたま市の賃貸住宅にて妻と子どもとで生活をしております。

申請人はかねてより、豊かな自然環境の中で、農業を営みながらの生活を求めて適地を探していたところ、飯能市が「農のある暮らし」の制度を実施していることを知り、現地見学をしましたが、その際、南高麗地区には一定規模の農地を確保できる場所がなかったことから、名栗地区にて申請をするものです。

申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見 等預かっていますか。

4番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

今回の農地法第5条の申請地の北側の土地の地目は、何ですか。

事務局

宅地になります。

6番

イノシシなどの獣害対策については、考えていらっしゃいますか。

事務局

獣害対策については、情報収集をしていると聞き取りをしております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-5について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書 を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、 審議をいたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、1月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下畑字宮倉地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の北側に隣接農地が1筆ございますが、今回の申請は、携帯基地局建設のための進入路としての一時転用であります。また、申請地の南側で西側は道路となっておりますので特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

今回、当該申請地を候補地エリアに選定した理由としては、すでに下畑地区の東側及び上畑地区には同社の既存基地局の通信エリアとなっていることと、基地局の位置が道路沿いであるほうが広範囲に通信エリアとできることから選定したものです。

また、当該申請地の隣接宅地も候補地として検討しましたが土地所有者に別の利用計画があったことから候補地から外れたとのことです。

申請地を一時転用する理由についてですが、申請地に鉄板を敷き、作業用の穴掘り建柱車とバケット車を停めて作業をしなければならないためです。

なお、今回の申請地については、所有者からの同意も得られており、通信 エリアとする範囲の中央付近に位置し見通しも良く、通信基地局として適し ていることから申請をするものです。 申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意 見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地 調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規 定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ござ いますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、1月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の東側は、既に転用済みであり住宅が 建築されております。申請地の南側農地は茶畑として利用しますので特段 問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏﨑光一 委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都杉並区のマンションにて妻と子どもの3名で生活をしております。

申請人は以前より、家庭菜園やバーベキューのできるような自然豊かな 環境で生活することを希望しており、また、東京都内への通勤が可能とな るエリアということで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯 能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、51件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査しましたが、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意 見等預かっていますか。

同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地 調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規 定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござ いますか。

【なしの声あり】

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

6番

議長

議長

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見 書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、1月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字上畑字中堂地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地と隣接する農地が3筆ございますが、 今回申請地と同様に保全管理されている状態なので特段問題はないと考 えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏﨑光一 委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市内の賃貸住宅にて家族4人で生活をしております。

申請人は以前より、家庭菜園やアウトドア活動のできるような自然豊かで静かな環境で生活することを希望しており、また、入間市内への通勤が可能となるエリアということで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、50件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

長 同行して調査しましたが、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意 見等預かっていますか。

同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地 調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規 定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ござ いますか。

【なしの声あり】

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号

議長

6番

議長

議長

議長

5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私 ですので、地区担当委員の柏﨑光一委員より現地調査報告をお願いいたし ます。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4につい て、1月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をし ましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地に隣接農地にはブドウが栽培されてお り、申請地とは3から4メートルの間隔がありますので特段問題はないと 考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えており ます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4につ いて補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏﨑光一 委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、神奈川県川崎市(多摩区)の賃貸住宅にて妻と子ども の3名で生活をしております。

申請人は以前より、自然豊かな環境で家庭菜園しながら生活することを 希望しており、また、東京都内(町田市)への通勤が可能となるエリアと いうことで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制 度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、54件目の認定となります。類型は家庭菜園 型での認定となります。

申請年月日は、令和4年1月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購 入費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確

認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、柏﨑光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地 調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規 定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ござ いますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。 事務局 それでは、議案第3号農用地利用集積計画(案)について補足説明いた します。 整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は主にナス、トマト、とうがらし、きくいも、中国野菜などの 露地野菜を作付けしております。 販路としては、主にスーパー、ネットでの販売などです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画 の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するも のと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う と認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかど うかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。 議長 9番 私も、現地を確認させていただいております。年に1回は、草刈りをし ているようで、現在は、適正な状態になっております。 借受人は自然農法ですか。 議長 事務局 自然農法と慣行農法とを両立して営農しております。 議長 他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 議長 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の 非農地通知及び、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出及 び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確 認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長
以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし

ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和4年1月飯能市農業委員会総会を閉会しま

す。